## 令和元年度(2019年度)エゾシカの可猟区域及び期間等について

- 1 手続に係る根拠(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。))
- (1) エゾシカ捕獲の取扱い(環境大臣による制限)

期間の限定 10月1日~翌年1月31日(法第11条第2項)

(2) 一部の区域等で捕獲を禁止する場合(法第12条第2項)

法第 12 条第6項の規定に基づく法第4条第4項及び法第7条第5項の準用により、審議会及び 利害関係人の意見を聴くこととされている。

(3) 期間延長する場合(法第14条第2項)

法第 14 条第4項の規定に基づく法第4条第4項及び法第7条第5項の準用により、審議会及び 利害関係人の意見を聴くこととされている。

#### 2 基本的な考え方

北海道のエゾシカ生息数の増加を抑制するため、狩猟においてもメスジカの捕獲数をできる限り確保する必要があることから、規制緩和するとともに、オスジカの捕獲頭数の制限を継続する。

#### 3 可猟区域及び期間等

#### (1) 可猟区域

エゾシカ可猟区域は、離島及び次の区域を除いた区域とする。

- ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により捕獲が禁止されている鳥獣保護 区、その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域
- ② 生態系への影響回避等の観点から、可猟区域から除外する区域
  - ア 知床半島基部の一部
  - イ 国有林野管理経営規定等に基づく保護林及び緑の回廊の区域(一部地域を除く。)
  - ウ 道有林の一部

#### (2) 可猟期間

環境大臣が定める北海道における可猟期間は10月1日から翌年1月31日までであるが、エゾシカの生息数の増加及び生息区域の拡大を抑えるためには、狩猟による捕獲の機会を最大限に確保する必要があることから、可猟期間を3月31日まで延長する。

ただし、西興部村猟区及び占冠村猟区のほか、許可捕獲により効率的に捕獲を進める必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定する。

また、農耕地等における事故防止等の観点から規制が必要な地域においては、10月1日から10月18日までの期間はエゾシカの狩猟を禁止し、10月19日を開始日とする。

なお、斜里町の一部地域においては、捕獲効率の向上を目的として、可猟期間に中断期間を設けることとする。

	A 区域	B区域	C 区域	D 区域	E区域	F 区域※1	猟区※2
H30	10/1~3/31	10/1 ~ 1/31	10/20 ~ 3/31	10/20 ~ 2/28	10/20 ~ 1/31	$10/20 \sim 1/4$ $1/18 \sim 2/1$ $2/15 \sim 2/28$	9/15 ~ 4/15
R1	10/1 ~ 3/31	10/1 ~ 1/31	10/19 ~ 3/31	10/19 ~ 2/29	10/19 ~ 1/31	$10/19 \sim 1/5$ $1/18 \sim 1/31$ $2/15 \sim 2/29$	9/15 ~ 4/15

- ※1 斜里町の一部(中断期間の設定)
- ※2 西興部村猟区及び占冠村猟区

# (3) 捕獲数の制限

メスジカの捕獲を促進するため、銃猟によるオスジカの捕獲については、12月1日以降は一人1日当たり1頭までとする。

### 4 銃猟の自粛要請

希少猛禽類の繁殖への影響をできるだけ回避するため、多くの営巣地が存在する宗谷管内及び天塩 町の海岸・湖沼付近については、3月の銃猟の自粛を要請する。

- 5 前年度(平成30年度(2018年度))との変更点
- (1) C、D、E及びF区域の一部の開始日を土曜日とするため、10月19日に変更する。
- (2) D及びF区域の一部の終了日を2月末日とするため、2月29日に変更する。
- (3) F区域の一部の終了日を近隣町と合わせ、1月31日に変更する。

# 平成30(2018)年度エゾシカ個体数指数等について

### 1 平成 30 (2018) 年度エゾシカ個体数指数について

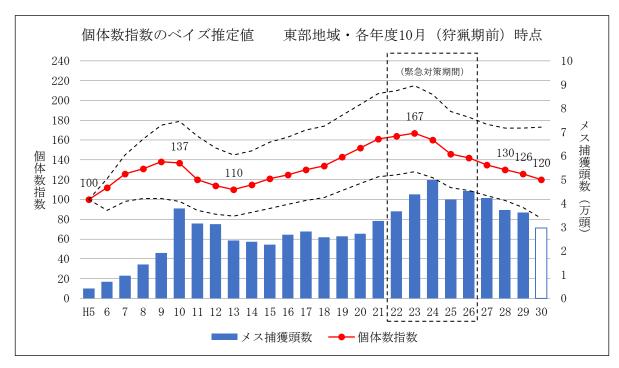
各種調査から得られた結果について、基準年の値を 100 として基準化し、毎年の生息動向を相対値で表したもの。

### (1) 東部地域(オホーツク、十勝、釧路、根室管内)

120 (95%区間:81~173)

# 【平成30(2018)年10月(狩猟期前)時点、平成5(1993)年度を100とした指数】

- ・平成 29 (2017) 年度は、最新データの解析によって、126 (95%区間:92~172) と上方修正された。
- ・東部地域については、平成14(2002)年頃から増加に転じ、平成22(2010)年度から23(2011)年度には過去最高の個体数に達したが、平成24(2012)年度以降は、減少したと推定される。
- ・1 年当たりの増加率を 21%と仮定すると、平成 30 (2018) 年度は 28 万頭から 47 万頭の間にある (95%区間) と推定される。
- ・上記の振興局別の内訳としては、オホーツクが2万6千頭から7万2千頭の間、十勝が6万頭から13万7千頭の間、釧路・根室が15万5千頭から33万7千頭の間と推定される。
- ・一昨年度までの推定に比べ、個体数は過去に遡って上方修正されている。
- ・平成29(2017)年度の狩猟によるメスジカ捕獲頭数は約1万頭、許可捕獲による捕獲頭数は約2万6千頭を記録した。個体数指数を100以下に減少させるためには、令和元(2019)年度において、3万8千頭以上のメスジカ捕獲が必要であり、許可捕獲によるメスジカ捕獲頭数を2万7,500頭以上確保する必要がある。



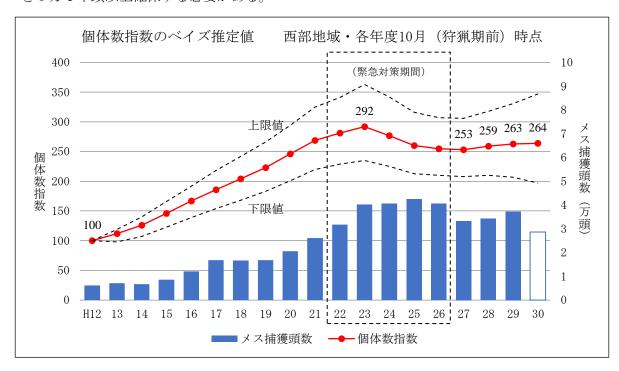
※H30 の捕獲頭数は、速報値。

#### (2) 西部地域(石狩、空知、上川、留萌、宗谷、胆振、日高管内)

264 (95%区間:197~347)

### 【平成30(2018)年10月(狩猟期前)時点、平成12(2000)年度を100とした指数】

- ・平成 29 (2017) 年度は、最新データの解析によって、263 (95%区間:207~331) と修正された。
- ・西部地域の個体数指数は、全域で増加傾向が続いていたが、平成23(2011)年度には過去最高の個体数に達した。 その後、平成24(2012)年度以降は一旦減少傾向が見られたが、平成27(2015)年度から29(2017)年度にかけて再び増加に転じた可能性がある。
- ・1 年当たりの増加率を 21%と仮定すると、新たな解析によって、平成 30 (2018) 年度は 25 万 頭から 62 万頭の間にある (95%区間) と推定される。
- ・一昨年度までの推定に比べ、個体数は過去に遡って上方修正されている。
- ・平成29 (2017) 年度の狩猟によるメスジカ捕獲頭数は約1万1千頭、許可捕獲による捕獲頭数は、約2万6千頭を記録した。過去実績に照らして個体数を減少させるためには、令和元(2019) 年度において4万5千頭以上のメスジカ捕獲が必要であり、許可捕獲によるメスジカ捕獲頭数を3万1千頭以上確保する必要がある。



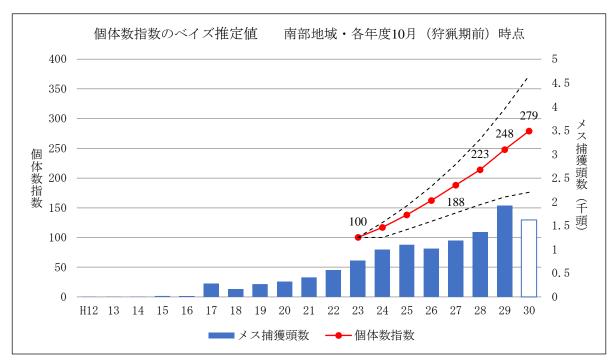
※H30 の捕獲頭数は、速報値。

### (3) 南部地域 (渡島、檜山、後志管内)

279 (95%区間:176~372)

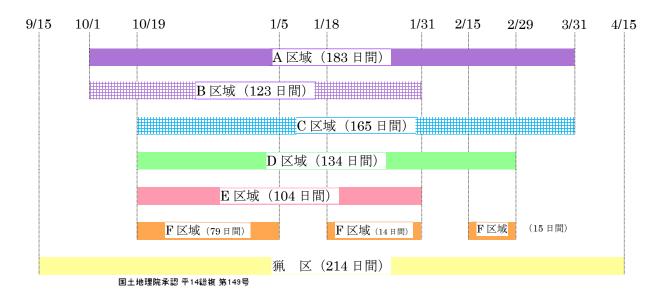
# 【平成30(2018)年10月(狩猟期前)時点、平成23(2011)年度を100とした暫定値】

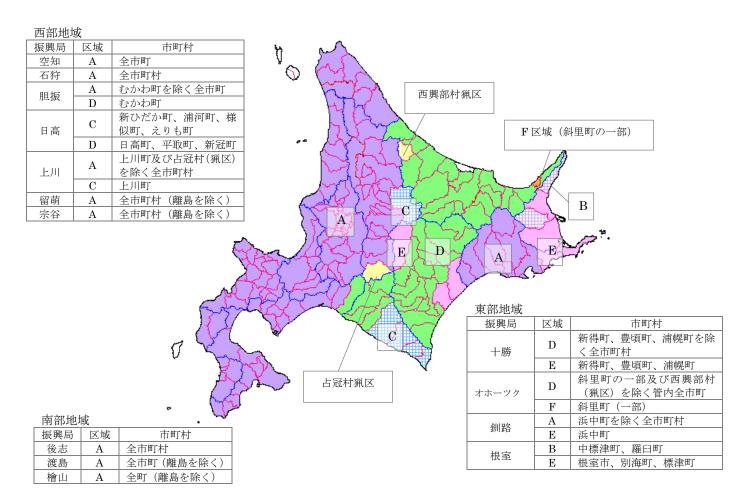
- ・平成29(2017)年度は、最新データの解析によって、248(95%区間:168~316)と上方修正された。
- ・南部地域の<u>生息頭数は減少しておらず、増加が継続していると推定される。このため指</u>数は暫定値とした。
- •1年当たりの増加率を21%と仮定すると、平成30(2018)年度の生息頭数は、3万頭から13万頭の間にあると推定される。
- ・平成 29 (2017) 年度の狩猟によるメスジカ捕獲頭数は約 800 頭、許可捕獲による捕獲頭数は、約 1,100 頭を記録した。北海道エゾシカ管理計画(第 5 期)の目標の達成のためには、
  - 一層の捕獲圧をかけることが必要である。



※H30 の捕獲頭数は、速報値。

# 令和元年度(2019年度)エゾシカ可猟区域及び期間





※ 一人1日あたりの捕獲上限 制限なし

A 区域	B区域	C 区域	D 区域	E区域	F区域	猟区
10/1 ~ 3/31	10/1 ~ 1/31	10/19 ~ 3/31	10/19 ~ 2/29	10/19 ~ 1/31	$10/19 \sim 1/5$ $1/18 \sim 1/31$ $2/15 \sim 2/29$	9/15 ~ 4/15

(ただし、オスジカは、12月以降の銃猟については一人1日あたり1頭)